

直轄での土砂災害対策による再度災害防止の促進

政策提言先 国土交通省

政策提言の要旨

- ・令和5年度に全体計画の見直しが行われる吉野川水系直轄砂防事業においては、被災流域（本山町・大豊町）の現状を踏まえた、更なる砂防施設の整備により、再度災害防止の促進をお願いします。

【政策提言の具体的内容】

- ・平成30年7月豪雨では、本山町、大豊町において、大規模な山腹崩壊が多数発生したことに伴い大量の土砂が流出し、高速道路の被災のほか、家屋の全壊、多数の世帯の孤立が生じるなど、甚大な被害が発生。
- ・国土交通省の直轄特定緊急砂防事業では、崩壊により発生した土砂による災害を防止するため、立川川、行川、栗ノ木川で、7基の砂防堰堤を整備し、令和5年度に完了する予定。
- ・また、吉野川水系直轄砂防事業においては、令和5年度に全体計画の見直しが行われることとなっている。
- ・見直しの際には、平成30年7月豪雨により被災した流域の現状を踏まえた、水系内の土砂災害リスクに対応するため、必要な予算を確保し、更なる対策を行って頂きたい。

【政策提言の理由】

- ・吉野川水系直轄砂防事業においても、昨今の被災状況から明らかとなった、これら流域の脆弱性をふまえて、土砂災害の防止に万全を期して頂きたい。

【高知県担当課】 土木部 防災砂防課

直轄での土砂災害対策による再度災害防止の促進

- ・平成30年7月豪雨では、本山町、大豊町において、大規模な山腹崩壊が多数発生したことに伴い大量の土砂が流出し、高速道路の被災のほか、家屋の全壊、多数の世帯の孤立が生じるなど、甚大な被害が発生。
- ・立川川、行川、栗ノ木川流域においては、国直轄による特定緊急砂防事業を令和5年度完了の計画で実施中。
- ・同流域を含む吉野川水系においては、直轄砂防事業の全体計画の見直しが令和5年度に行われる予定。

【直轄特定緊急砂防事業】

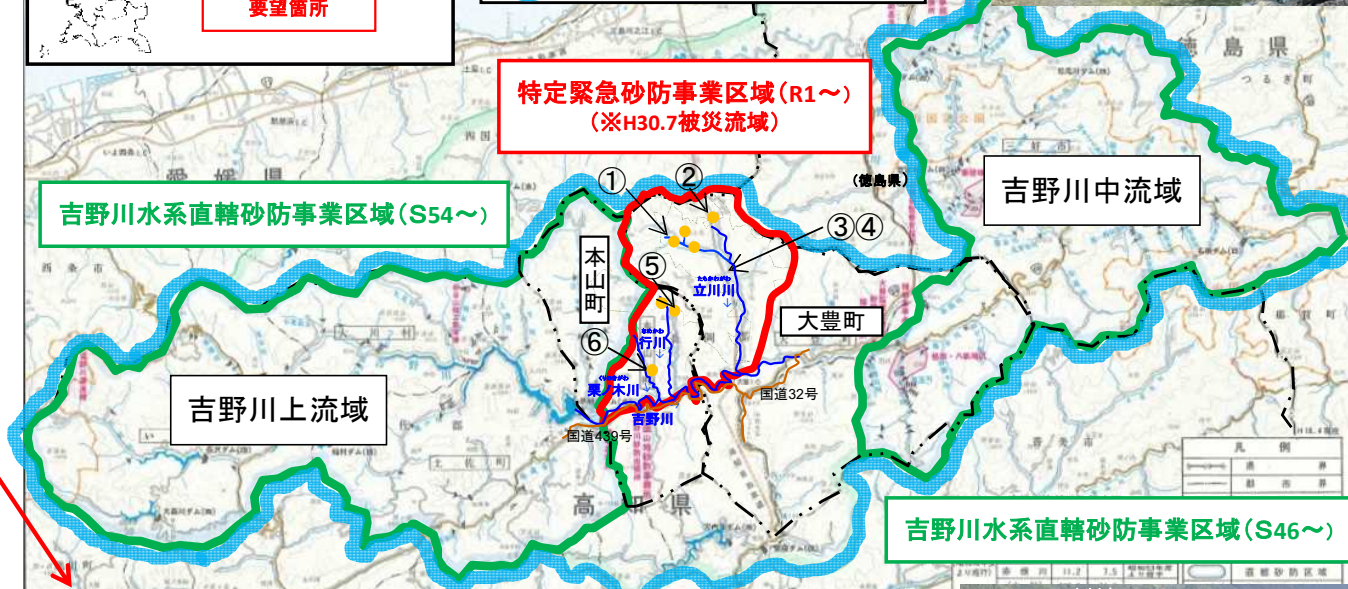
事業内容: 砂防堰堤 7基

全体事業費: 約50億円

事業期間: (R1~R5)



- 特定緊急砂防事業実施箇所 (~R5)
- 特定緊急砂防事業区域
- 吉野川水系直轄砂防事業区域
- 吉野川水系



政策提言

令和5年度に全体計画の見直しが行われる吉野川水系直轄砂防事業においては、被災流域(本山町、大豊町)の現状を踏まえた、更なる砂防施設の整備により、再度災害防止の促進をお願いします。